

【資料編】

II 基地関係の法令等

資料 8

基地関係の主な法令一覧

- 1 基地提供関係
 - ・ 日本国との平和条約（昭 27. 4. 28）—6 条（米軍駐留）
 - ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭 35. 6. 23）—6 条（施設及び区域の提供）＜資料 9 に全文掲載＞
 - ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定「略称：地位協定」（昭 35. 6. 23）—2 条（提供する施設・区域）＜資料 11 に全文掲載＞
- 2 基地周辺対策関係
 - ・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭 49. 6. 27）
 - ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（平 27. 9. 28）＜資料 14 に全文掲載＞
 - ・ 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭 28. 8. 25）
 - ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面使用に伴う操業制限に関する法律（昭 27. 7. 22）
- 3 基地交付金関係
 - ・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭 32. 5. 16）
 - 〔米軍に提供している国有財産について、固定資産税との均衡を考慮して〕
 - 〔財産措置を講じるもの〕
 - ・ 施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭 45. 11. 6 自治省告示第 224 号）
（米軍の資産（ドル資産）について、助成交付金との均衡上交付されるもの）
〔参考〕国有資産等所在市町村交付金法（昭 31. 4. 24）
- 4 再編交付金関係
 - ・ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平 19. 5. 30）＜資料 27＞
- 5 跡地処分関係
 - ・ 国有財産法（昭 26. 6. 30）
 - 〔 21 条（貸付期間）
 - 〔 22 条（無償貸付）
 - 〔 28 条（譲与）
 - 国有地の有効利用について（昭 47. 5. 10 通達）
 - 返還財産の処分条件について（昭 54. 12. 24 通達）＜資料 19＞
 - 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（平 15. 7. 2 通達）＜資料 22＞
 - ・ 国有財産特別措置法（昭 27. 6. 30）
 - 〔 2 条（無償貸付）
 - 〔 3 条（減額譲渡・貸付）
 - 〔 10 条（管理委託）

〔参考〕義務教育諸学校施設費国庫負担金（昭 33. 4. 25）による児童生徒急増地域の指定（昭 54. 8. 1 文部省告示第 136 号）

 - ・ 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭 32. 5. 20）
 - 5 条（特別国有財産整備計画）
 - ・ 特定国有財産整備特別会計法（昭 32. 5. 20）
 - 1 条（特定国有財産整備計画に関する特別会計）
- 6 基地従業員関係
 - ・ 地位協定（前掲）——12 条（労務提供、労働条件）
 - 基本労務契約（昭 32. 10. 1）
（勤務条件等を定めた日米両国政府間の契約）
 - 諸機関労務協約（昭 36. 12. 1）
〔歳出外資金による諸機関（食堂、クラブ、劇場等）従業員の勤務条件等〕
〔を定めた日米両国政府間の協約〕
 - 特別調達資金設置令（昭 26. 6. 11）
（米軍が支払う基地従業員の経費を日本政府が一時立替える回転資金制度）
 - ・ 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭 33. 5. 17）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年6月23日 条約第6号）

日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的な安定及び福祉の条件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よって、次のとおり協定する。

第1条〔関係国際紛争の平和的解決等〕

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第2条〔国際協力及び経済的協力〕

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第3条〔防衛力の増強〕

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第4条〔協議〕

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第5条〔防衛〕

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第6条〔合衆国軍隊に対する施設及び区域の提供〕

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第7条〔国際連合憲章に基づく権利義務との関係〕

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第8条〔批准〕

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日〔昭和35年6月23日〕に効力を生ずる。

第9条〔旧条約の失効〕

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第10条〔有効期間〕

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もっとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

（両国全権委員氏名省略）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第 6 条の実施に関する交換公文

昭和 35 年 1 月 19 日ワシントンで

内閣総理大臣から合衆国国務長官にあてた書簡

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第 6 条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる戦闘作戦行動(前期の条約第 5 条の規定に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1960 年 1 月 19 日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国国務長官

クリスチャン・A・ハーター閣下

合衆国国務長官から内閣総理大臣にあてた書簡

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第 6 条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる戦闘作戦行動(前記の条約第 5 条の規定に基づいて行われるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

本長官は、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本国政府に代わって確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1960 年 1 月 19 日

アメリカ合衆国国務長官

クリスチャン・A・ハーター

日本国総理大臣 岸信介閣下